

テロ等準備罪処罰法案について

【質問1】 どうして、テロ等準備罪を新設する必要があるのですか？

【回答】

国際社会の一員として、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための枠組みである国際組織犯罪防止条約（T O C条約）を締結して、国民の生命・安全を守るためです。

近年、世界各地で大規模なテロが続発する一方、我が国においても、暴力団による組織的な殺傷事案、いわゆる振り込め詐欺のような組織的な詐欺事案などの組織犯罪が多発しています。

3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控える中、このような国内外の組織犯罪情勢等を考慮すると、テロを含む組織犯罪の未然防止に万全の態勢を整える必要があります。

また、テロを含む組織犯罪と戦うための国際的な枠組みであるT O C条約については、これまでに187の国と地域が締結し、先進7か国（G7）の中で締結していないのは、我が国だけです。テロを含む組織犯罪対策において国際協力を推進する上でも、T O C条約の締結は急務です。

そこで、テロ等準備罪を新設してT O C条約を締結することにより、国民の生命・安全の確保に万全を期すとともに、国際社会との連携を一層強化することとしたものです。

（注）T O C条約は、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的とする条約であり、我が国は、平成15年5月にその締結について国会の承認を得ています。この条約は、平成15年9月に発効しており、この条約を締結していない国連加盟国は、平成29年3月現在で日本を含めて11か国のみです。

【質問2】 テロ等準備罪の新設により、どのような効果が期待できますか？

【回答】

テロ等準備罪の新設によって、テロリズム集団を含む組織的犯罪集団が犯罪の実行に着手する前の段階での検挙・処罰が可能となり、被害の発生を未然に防止できることとなります。

また、国際組織犯罪防止条約（T O C条約）を締結することにより、国際的な逃亡犯罪人引渡しや捜査共助が更に充実することとなります。加えて、組織犯罪に関する情報収集について、これまで以上に国際社会と連携することが可能となり、一層強化された国際協力の下で、テロを含む国際的な組織犯罪と戦うことができるようになります。

【質問3】 「テロ等準備罪」と、かつての「組織的な犯罪の共謀罪」は何が違うのですか？

【回答】

かつて政府が提出した法案における「組織的な犯罪の共謀罪」に対して、国会における審議等では、「正当な活動を行う団体も対象となるのではないか」、「内心が処罰されることになるのではないか」などといった不安や懸念が示されました。

このような不安や懸念を踏まえて検討した結果、今回提出した法案のテロ等準備罪においては、①犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することを明文で規定し、②対象犯罪を限定的に列挙して範囲を明確にし、③計画行為に加えて実行準備行為が行われたときに初めて処罰されることとしており、これらの3点が、「組織的な犯罪の共謀罪」との主要な違いです。

このように、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定することにより、一般の会社や市民団体、労働組合、サークルや同好会などの正当な活動を行っている団体が適用対象とならないことを一層明確にしました。また、犯罪の計画をただけでは処罰されず、実行準備行為が行われて初めて処罰することにより、内心を処罰するものではないことも一層明確になりました。そして、対象犯罪を限定的に列挙することで処罰範囲が明確になりました。

【質問4】 テロ等準備罪により、一般国民が処罰されるおそれはないのですか？

【回答】

テロ等準備罪には、法律の明文により、厳格な要件が定められています。テロリズム集団による組織的なテロ事案、暴力団による組織的な殺傷事案などの、組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪の計画とそれに基づく実行準備行為が行われた場合に限り処罰することとされています。したがって、国民の一般的な社会生活上の行為がテロ等準備罪に当たることはありません。

テロ等準備罪の適用対象である「組織的犯罪集団」とは、組織的犯罪処罰法上の「団体」のうち、構成員の共同の目的が一定の重大な犯罪を実行することにあるものを言います。このような組織的犯罪集団に該当すると考えられるのは、テロリズム集団や暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などの違法行為を目的としている団体に限られます。

ですから、一般の会社や市民団体、労働組合、サークルや同好会などの正当な活動を行っている団体は、犯罪を行うことを目的としないので、組織的犯罪集団に当たりません。したがって、一般の会社や市民団体、労働組合、サークルや同好会などの正当な活動を行っている団体は、テロ等準備罪の対象とはなりません。

(参考) ・国際組織犯罪防止条約(TOC条約)の関連規定
・テロ等準備罪を新設する規定

【質問5】 テロ等準備罪が設けられると、電話や室内での会話が盗み聞きされたり、メールやSNSのやり取り等が常に監視されるなどして、捜査権限が拡大・濫用されて、国民生活が広く監視されるようになってしまっているのではないですか？

【回答】

テロ等準備罪には、法律の明文により、厳格な要件が定められています。テロリズム集団による組織的なテロ事案、暴力団による組織的な殺傷事案などの、組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪の計画とそれに基づく実行準備行為が行われた場合に限り処罰することとされています。したがって、**国民の一般的な社会生活上の行為がテロ等準備罪に当たることはありません。**

また、テロ等準備罪の捜査においても、他の犯罪の捜査と同様、刑事訴訟法に基づいた適正な捜査が行われることとなります。そして、逮捕や捜索・差押えなどの強制捜査に必要な令状は裁判官の審査を経て発付されるため、このような**裁判官の判断によって捜査の適正が確保**されます。

さらに、テロ等準備罪の新設に際して、通信傍受法の拡大や会話傍受の導入など新たな捜査手法を導入することは予定しておらず、**捜査権限が拡大・濫用されて、国民生活が広く監視されるようになるなどというおそれはありません。**

国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の関連規定

第2条 用語

この条約の適用上、

- (b) 「重大な犯罪」とは、長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動（当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与を知っているときに限る。）

テロ等準備罪を新設する規定

テロ等準備罪処罰法案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法）

（テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画）

第6条の2

1 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。）の団体の活動*として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 別表第4に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 5年以下の懲役又は禁錮

二 別表第4に掲げる罪のうち、長期4年以上10年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 2年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同項と同様とする。

* 団体の活動：団体（共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織により反復して行われるもの）の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するもの〔第2条第1項・第3条第1項〕